

看護学校を守るための要望と行動について

2026 年 10 月 5 日

一般社団法人日本看護学校協議会

会長 水方 智子

日頃より、本協議会へのご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

日本看護学校協議会は 10 月 5 日、臨時全国都道府県代表者会を開催し看護学校を守るための要望と行動を行うことを確認いたしました。

昨今、看護師等養成所の運営状況は危機的状況にあり、18 歳人口の減少による受験生の減少と学生確保の困難、さらに近年の物価高騰や賃金の上昇により、今後数十校の規模で廃止が予測される状況です。看護師等養成所の廃止は看護師不足に拍車をかけ、地域医療の崩壊につながりかねません。全国的な相次ぐ看護学校の閉校に歯止めをかけるために、「看護学校を守るための要望と行動」を多くの団体等に働きかけます。また、この取り組みを通して看護師等養成所の置かれている現状を多くの方に知っていただき、国民的な連帯と共同を呼びかけたいと思います。

- ① 看護師等養成所を、「地域医療を守る社会基盤」と位置づけ、団体署名に取り組んでいきます。学校及び設置主体、関連の教育機関、医療機関団体、つながりのある地域団体等へ現状を訴え、団体署名への協力を要請してください。まずは、自組織(自校)から団体署名を始めてください。その後、設立母体、実習病院・実習施設のように、活動を広げていってください。
- ② 団体署名の代表者は、院長・所長はもとより、看護部長でも可能です。また、教育を受ける主権者である、学生自治会・同窓会などの団体も署名が可能です。本団体署名は、法的要件を満たす請願署名ではないため、自署の必要はありません。署名いただきましたら、ファックス・PDF ファイルを添付したメール等で返信いただくことが可能です。
- ③ 団体として要請することも効果的です。都道府県にある「看護学校協議会」や、学校の設立団体とともに行動されることもお勧めいたします。学校所在地の自治体との懇談などを通して、市町村独自の支援などの訴えも行ってください。
- ④ 集まった署名は、厚生労働省へ提出を行います。また、記者会見や報道・投稿などで現状を社会化する活動につなげていきます。
- ⑤ 署名は一次締め切りを 11 月末、最終締め切りを 12 月末とします。

詳細につきましては、「要請文」「団体署名」「取り組みについて」「Q&A」などの文書をご覧ください。取り組みにおける問い合わせや相談は、日本看護学校協議会事務局までご連絡ください。

日本看護学校協議会は、都道府県の取り組みを支援していきます。

問い合わせ先:一般社団法人日本看護学校協議会 事務局

メール: am-7578@nihonkango.org

看護学校を守るための団体署名の取り組みについて

2026年10月5日
一般社団法人日本看護学校協議会
会長 水方 智子

看護師を育てる看護学校を守り、地域医療を支えるための団体署名に取り組みます

日本看護学校協議会は看護学校への支援と看護学生への経済的支援を重点項目とする団体署名に取り組むことといたしました。現在起きている看護学校と看護学生の問題を広く社会に知らせて関心を持ってもらうことが目的です。看護学校をはじめ、医療従事者養成学校、医療機関、医療団体その他、多くの団体に送り届けて趣旨を理解していただき、署名を集めましょう。多くの団体から署名を集めることは社会に大きな関心と影響を広げ、看護学校を守ることに結びつきます。また、国の政策に私たちの要望を反映させる力となります。多くの看護学校に力を貸していただきたく心よりお願い申し上げます。

【団体署名の取り組み方】

(基本文書)

- ・ 「看護師を育てる看護学校を守り、地域医療を支えるための団体署名 要請文」
- ・ 「看護師を育てる看護学校を守り、地域医療を支えるための団体署名」

上記2点の文書に、「看護師を育てる看護学校を守り、地域医療を支えるための団体署名への協力をお願い」を添え、相手先に応じた宛先を入れて添付文書とします。なお、発信元や送付先に都道府県単位の協議会名や事務局の住所を入れるなど、地域の実情に応じて加筆してもかまいません。

- ・ 「看護師を育てる看護学校を守り、地域医療を支えるための団体署名 Q&A」

相手先から質問などがあつたときに参考にしてください。地域の実情に応じて趣旨に沿った解釈をしてください。不明なことは日本看護学校協議会事務局へご連絡ください。

○地域にある学校・団体へ、訪問または郵送で団体署名の協力を依頼しましょう

- ・ 自らの学校及び設置法人がある場合は法人など
- ・ 看護学校（専門学校・准看護学校・大学・看護課程を持つ高校など）
- ・ 医療機関（実習施設も含めて病院・診療所・訪問看護ステーションなど）
- ・ 介護施設（老人保健施設・特別養護老人ホームなど）
- ・ 医療関係団体（医師会、看護協会、職能団体など）
- ・ その他（町内会・社会福祉協議会・つながりのある団体や組織など）

○署名を集めるときは電子メールや FAX でも可能です

PDF をメールに添付して送信する方法、FAX、郵送のいずれでも提出できます。PDF または FAX で提出されたものも正式な団体署名として集約し、原本を改めて郵送する必要はありません。郵送の負担を軽減し、迅速に取り組める運用とします。

【実務のすすめかた】

- ◆ 団体署名を依頼する団体のリストアップを行います。
- ◆ 見本を参考にして、発信する学校名で「団体署名の協力をお願い」を添えて訪問または郵送します
- ◆ 訪問した場合は、相手先の下承が得られれば、看護学校の現状をお話しして協力していただきたいことなどを懇談いたしましょう
- ◆ 団体署名を郵送で届けてもらう場合は、協力していただいた団体に送料のご負担をお願いするか、依頼を行った学校等でご負担ください
- ◆ 団体署名は依頼した学校へ届けてもらうことが基本です。その後の協力関係などのつながりができるためです。学校で集約することが難しい場合は、団体署名の送り先を日本看護学校協議会事務局としてもかまいません。

「団体署名を依頼するときの送付文書」「Q&A」を参考にしてください

【集まった署名の取り扱い】

- ◆ 集まった署名は、すべて PDF ファイルの形式にして、日本看護学校協議会へメール添付で送信してください。PDF ファイルは 1 枚ごとでも数枚をまとめて 1 つのファイルにしてもかまいません。

(お願い)

PDF ファイルを事務局で整理するために、ファイル名に都道府県名・学校名・日付を入れてください(例：東京都・〇〇看護学校・20261005)

<署名の送付先>

一般社団法人 日本看護学校協議会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-22-2 新川佐野ビル 5F

FAX : 03-3537-7382

メールアドレス am-7578@nihonkango.org

【取り組みの期間】

<第 1 次集約>2026 年 11 月末までに、自分たちの学校、設置法人、実習施設となっている医療機関など、身近なつながりのあるところでの署名を集めてください。

<第 2 次集約>2026 年 12 月末までとします。

団体署名のほかにも各学校のつながり、条件をいかして、行動を行いましょう！

1. 都道府県に対して、補助金交付額の増額、看護学生への経済支援などを要望する。
2. 学校運営の困難な事情などを担当者と共有するために懇談を申し入れる。
3. 地方議員（市町村議、県議など）及び地元選出の国会議員へ看護学校存続のために協力を要請する。
4. 地域の条件に応じて、学校が地域ではたしてきた役割をアピールし、学校を守るための協力を依頼する。
5. 都道府県あるいは周辺自治体の単位で看護学校のネットワークをつくることが可能な場合は、共同での取り組みを行う。

看護師を育てる看護学校を守り、 地域医療を支えるための団体署名

要請文

厚生労働大臣 殿

要請の趣旨

全国の看護学校は、少子化、人口減少の進行、大学看護学部の増加などを背景として、学生確保と学校運営が困難となり、存続が危ぶまれる状況が全国で広がっています。看護学校は、地域の医療機関に看護師を送り出し、卒業後に地域で就業する人材を育成する重要な役割を担っています。看護学校の閉校は、単に一つの教育機関がなくなる問題ではなく、地域の看護師不足を深刻化させ、地域医療の維持に大きな影響を与える問題です。また、看護学生は、講義だけでなく長期間にわたる臨地実習を行うため、交通費や実習に伴う生活費など、他の学生にはない経済的負担を抱えています。経済的な理由から看護師を目指すことをあきらめたり、学業の継続を断念したりすることがないように、学生への支援も必要です。

地域医療を守るために看護職員の養成・確保を進めるためには、看護師を実際に地域で育てている看護学校を守り、地域の教育資源として持続可能にする政策が不可欠です。私たちは、看護師を地域で育て、地域医療を支える看護学校を守るため、国に対して以下の事項を要請します。

要請事項

1. 看護師等養成所を「地域医療を守る重要な社会基盤（公共財）」と位置づけ、国による支援を強化してください

看護学校は、地域の医療機関に看護師を供給する重要な教育機関です。看護学校の閉校が地域の看護師不足や医療機関の縮小につながることを踏まえ、看護師等養成所を地域医療を支える重要な社会基盤として位置づけ、国による財政的・制度的支援を抜本的に強化してください。

2. 看護師等養成所運営補助金を大幅に増額し、全国どこでも必要な支援が受けられる制度にしてください

物価高騰により、人件費、光熱費、ICT整備費、実習経費など、看護学校の運営に必要な経費は増加しています。看護師等養成所運営事業に対する補助金について、現在の学校運営の実態に見合う水準まで大幅に増額するとともに、都道府県による補助額・交付基準の地域格差を解消し、全国どこにある看護学校でも必要な支援を受けられる制度にしてください。

また、国として各都道府県の交付実態と看護学校の経営実態を調査し、現場の実情を反映した新たな補助基準を整備してください。

3. 看護学生が経済的理由で学業を断念することのないよう、経済的支援を拡充してください

看護学生は、長期間の臨地実習のためアルバイトが困難となる一方、実習先までの交通費など、看護学生固有の経済的負担を抱えています。給付型奨学金の拡充・増額を行うとともに、臨地実習に伴う交通費などについて、公費による支援制度を創設してください。

また、都道府県が実施する修学資金制度について国が実態を調査し、地域によって支援内容に大きな差が生じないように、国として必要な支援を行ってください。

4. 看護師等養成所の統廃合・集約を前提とせず、地域の看護学校を維持・発展させる政策を進めてください

2040 年に向けた看護職員の養成・確保を進めるにあたっては、教育資源を効率化・集約するだけではなく、地域ごとに看護師を育成する場を確保することが必要です。遠隔授業、サテライト化、看護師等養成所の統廃合などの政策によって地域の看護師等養成機能が失われることのないよう十分に検討してください。

特に、地域の医療需要と看護師確保の実態を踏まえ、地域に根ざした看護学校を維持・発展させる政策を進めてください。

5. 看護師等養成政策の策定に、看護学校の現場の声を十分に反映してください

看護師を実際に養成している学校の現場には、学生確保、教員確保、実習施設の確保、経営、学生の経済的困難など、制度を運用する中でしか把握できない課題があります。

「2040 年に向けた看護職員の養成・確保のあり方」をはじめとする国の政策検討において、看護学校の運営者・教職員から継続的に意見を聴取し、地域の看護師等養成を維持できる政策として具体化してください。

私たちは、以上の事項を実現することを求めます。

《団体署名の記載についてのお願い》

- 団体署名用紙はこちらの要請文とは別になっています。
- 団体署名は厚生労働省へ届けるとともに、賛同団体一覧として公表させていただくことを想定しています。公表につきましては署名用紙に賛同団体一覧への掲載についてお尋ねしていますので、どちらかをお選びください。
- 学校・病院・法人・施設等として賛同していただける場合は団体・施設名、役職、氏名をご記入ください。（その場合は賛同部門欄を未記入のままとしてください）
- 署名は院長・理事長等の代表者名に限定しておりません。部門として賛同していただける場合は賛同部門をご記入ください。（例：看護部）
- 自筆に限りません。印字・ゴム印等でも提出できます。公印・職印は不要です。
- 署名は PDF にしてメールでの送信・FAX での提出も可能です。その場合は原本の郵送は不要です。依頼元の看護学校へお届けください。または日本看護学校協議会へお届けください。
- 賛同団体一覧として公表する場合も氏名・連絡先は公表しません。署名の集約・確認など提出に必要な範囲で取り扱います。

送付先・お問い合わせ

一般社団法人 日本看護学校協議会

〒104-0033 東京都中央区新川 2-22-2 新川佐野ビル 5F

FAX : 03-3537-7382

メールアドレス am-7578@nihonkango.org

看護学校を守り、地域医療を支える団体署名 Q&A

2026 年 10 月

1. この団体署名は何を目的とした取り組みですか？

看護師等養成所は、地域に必要な看護職を養成し、地域医療を支える重要な役割を担っています。一方、18 歳人口の減少、物価・人件費の上昇、学校運営経費の増大などにより、全国の看護師等養成所の運営は厳しさを増しています。今回の団体署名は、病院・診療所、医療・福祉関係団体、教育関係者、地域の諸団体などにも広く賛同を呼びかけ、「地域の看護師養成を支えることは地域医療を守ることに繋がる」という声を国に届けることを目的としています。署名数とともに、全国各地の多様な団体・施設から賛同が寄せられていることを示し、看護師等養成所および看護学生への支援の充実を求める社会的な力としていくことをめざします。

2. この団体署名には法的な効力があるのですか？

今回の団体署名は、法令に基づいて一定の法的効果を発生させるための署名ではありません。法定の請願手続としてではなく、看護師等養成所を守り、地域の看護師養成を支えるという要望に、どれだけ多くの団体・施設・関係者が賛同しているかを社会的に示し、その声を厚生労働省に届ける取り組みです。その意義は、一つひとつの署名に法的効力を持たせることではなく、賛同の量と広がりを見えやすくし、政策要望を後押しすることにあります。

3. 団体署名にはどのような効果が期待されますか？

①看護師等養成所の存続・支援が地域医療全体にかかわる課題であることを示す、②病院、診療所、介護・福祉施設、教育機関など幅広い分野からの賛同を見えやすくする、③全国の賛同を厚生労働省に届けて政策要望を後押しする、④署名をお願いする過程を通じて看護師養成の現状への理解を広げる、という効果を期待しています。最終的な署名数だけでなく、「全国何都道府県から、何団体の賛同が寄せられたか」「どの分野に賛同が広がったか」も重視します。

4. 病院に依頼する場合、院長名でなければなりませんか？

院長名に限定しません。病院・法人として正式に賛同いただける場合は、院長・理事長等の代表者名が望ましいですが、看護部などの部門としての賛同も可能です。看護師の採用・確保・育成に直接携わる看護部からの賛同も、今回の取り組みにおいて重要な意味を持ちます。

5. 看護部長名で署名する場合、どのように記載すればよいですか？

どの組織・部門からの賛同であるかが分かるよう、「〇〇病院／看護部／看護部長／〇〇〇〇」のように、署名用紙の「団体・施設名」「賛同部門」「役職・氏名」の各欄に記載してください。これにより、病院全体としての賛同と、看護部としての賛同を区別できます。

6. 看護部長が「〇〇病院 看護部長 〇〇〇〇」と記載するだけでいいませんか？

署名として受け付けます。ただし、病院としての賛同か看護部としての賛同かを明確にするため、可能であれば「賛同部門」欄に「看護部」と記載してください。

7. 看護部以外の部門責任者でも署名できますか？

今回の趣旨に賛同いただける部門であれば、看護部に限定しません。事務部、地域連携部門、リハビリテーション部門、介護・福祉部門なども対象です。その部門を代表して署名することについては、それぞれの団体・施設の内部ルールに沿って判断してください。

8. 同じ病院から院長と看護部の両方が署名してもよいですか？

それぞれが異なる賛同主体として意思を示している場合は、受け付けます。集約時には同一施設からの署名であることを把握し、「賛同施設数」と「賛同団体・部門数」を必要に応じて区別します。

9. 署名は自筆でなければなりませんか？ ゴム印でもよいですか？

自筆に限定しません。スピードと取り組みやすさを重視し、団体・施設名、賛同部門、役職・氏名が確認できれば、印字やゴム印等でも受け付けます。

10. 公印や職印は必要ですか？

公印・職印は不要です。今回の団体署名は法定の請願や契約書ではなく、要請事項への賛同を社会的に示す取り組みです。ただし、団体・施設または部門を代表して署名する際は、それぞれの内部ルールに沿って判断してください。

11. 学生自治会や保護者会、同窓会なども署名は可能ですか？

可能です。今回の署名は法令に基づく請願ではなく、要請事項への社会的な賛同を広く示すことを目的としています。団体としての実態があり、規約があり、意思決定する役員が選出されており団体としての賛同の意思が確認されていれば、学生自治会、保護者会、同窓会などからの署名も受け付けます。署名用紙には、「〇〇看護専門学校学生自治会」「〇〇看護専門学校保護者会」「〇〇看護専門学校同窓会」など団体の正式名称と、会長等の役職・氏名を記載してください。（民法では「権利能力なき社団」として扱われます）

12. 団体署名を届ける際に両面コピーでも可能ですか？

署名をお願いする際に、要請文と署名用紙を両面コピーで届けても構いません。扱いやすいようにしてください。

13. PDF や FAX で提出できますか。原本の郵送は必要ですか？

PDF をメールに添付して送信する方法、FAX、郵送のいずれでも提出できます。PDF または FAX で提出されたものも正式な団体署名として集約し、原本を改めて郵送する必要はありません。郵送の負担を下げ、迅速に取り組める運用とします。

14. 署名した団体名や氏名は公表されますか？

厚生労働省への提出のほか、取り組みの結果を社会的に発信する際に、同意を得た団体・施設名（部門としての賛同の場合は部門名を含む）を紹介することがあります。署名用紙の掲載可否欄で意思を表示してください。氏名・連絡先は賛同団体一覧として公表せず、署名の集約・確認および要請先への提出に必要な範囲で取り扱います。

15. 署名を依頼するときに大切にしたいことは何ですか？

単に署名数を増やすだけでなく、なぜ今、看護師等養成所への支援が必要なのかを伝え、理解と賛同を広げることを大切にします。署名をいただく団体・施設の意思決定や内部手続きを尊重し、組織としての承認がないものを組織全体の賛同として扱わないよう留意してください。

16. 全国集約では何を重視しますか？

署名総数に加え、「全国〇〇都道府県・〇〇〇団体から賛同」といった地域的な広がりや、病院・診療所、介護・福祉施設、教育機関などの分野別の広がりを整理します。必要に応じて、病院・法人としての賛同と、看護部等の部門としての賛同も区別し、多様な賛同を正確に可視化して国に届けます。